ジャパンバードフェスティバル出展規定

<u>＜一般規定・注意事項＞</u>

［１］法令等遵守

出展者は、イベント会場に適用される安全にかかわる安全法規・行政指導をはじめ、特定商取引に関する法律、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等、出展に関する全ての規則・法令等を厳守してください。

［２］テント出展位置の決定について

①<u>出展位置は、利用テント数、出品物の内容、会場の物理的な条件により主催者にて決定いたします。</u>

②主催者は運営における入場整理あるいは展示等効果向上のために配置図面を変更し、それに関連してテント位置を再配置する権利を有します。ただし、主催者が必要と認める場合以外にはそのような変更は行われず、また変更が必要な場合には、出展者にその旨を通知するものとします。

③類似した展示内容のブースが隣接した場合等、主催者が不適切と判断した場合はブースの位置を調整することがあり、イベント運営上調整が必要な場合には、出展場所を変更させていただく場合があります。

［３］模倣品・模造品の展示等禁止

①第三者の知的財産権（特許権、商標権、意匠権、著作権等、外国における権利も含みます。）を侵害する物品(以下「模倣品･偽造品」という。)を、展示・配布又は上映すること、その他一切の行為は禁止します。

②出展物その他の物品が模倣品･偽造品に該当、又は該当する可能性が高いと主催者が判断した場合、主催者は、その裁量により、当該物品の撤去その他の措置を取ることができるものとします。また、出展者は、主催者の措置に異議を述べないものとします。

③出展者は、出展物その他の物品が模倣品･偽造品に該当するか否かに関して主催者が行なう調査に、協力するものとします。

④出展物の知的財産権に関する紛争が発生した場合、主催者ではこれに一切の責任が発生しないものとします。

［４］テントブースの展示装飾

テントブースについては、出展者の申込による備品が設置されている以外、無装飾でのお渡しとなります。個々のテントの装飾は、備品が傷ついたり汚れが残らないようにそれぞれの出展者が行ってください。（別途、基本装飾規定を確認してください）

［５］諸経費の負担と精算

主催者による施工を除いて、出展者の行為に属する費用（出展物の搬入搬出、展示、実演、撤去、廃棄物処理等）はすべて出展者の負担とします。さらに、展示装飾等の改修費用、出展物に付保した損害保険料などはすべて出展者の負担となります。

［６］来場者の保護及び出展物の保全・維持管理

①出展者は開催時間中、必ず自己のテントに常駐し、来場者の応対、出展物の保全、維持管理に当たってください。

②特に、混雑が想定される展示内容の場合、来場者の動線の確保等の対策を講じてください。

③出展者は、テントブースの管理責任者を選任してください。管理責任者は、必ず搬入開始時より搬出完了までテント付近に常駐し、出展物の管理、来場者の対応などにあたってください。

④搬入搬出を含めた期間中、火災・事件・事故・盗難・損傷等のあらゆる損害について、主催者はその責任を一切負いません。出展者は傷害・損害保険への加入など必要な予防措置を講じてください。

⑤万一、出展者の雇用者または関係者の不注意によって建築物や設備の損傷、または事故が発生した場合は、直ちに主催者に届出ると共に、出展者の責任において解決に努めてください。

⑥出展者各自で盗難保険、損害保険、賠償責任保険、財物毀損保険を掛けるなど、適切な措置・対策を行ってください。

⑦装飾及び展示物は、地震発生時でも転倒、落下等により来場者の避難及び消防活動等の初動処置の障害とならないよう、安全な装飾を行い、また確認をしてください。

⑧手賀沼は多くの渡り鳥が滞在する場所です。鳥インフルエンザ感染拡大のリスク低減のため、「生きている鳥」を同行しての出展はご遠慮ください。

［７］開催期間及び開催時間の変更・中止

①主催者が特に必要と認めたときは、開催期間及び開催時間を変更することがあります。この場合、変更によって生じた損害は補償いたしません。また、この変更を理由に出展申込の取消しをすることはできません。

②主催者は、直接的にも間接的にも、自然災害や各種感染症、テロなどの要素に帰すべき、あるいは第三者の命令または指示に帰する出展者の損害について責任は負えません。

③人災、天災などの不可抗力の原因により、安全優先の観点から止む無くイベントを中止する場合は、申し込みの取り消しをお受けすることはできません。すでに出展料金をいただいている場合についても、返金はいたしません。

［８］出展者の都合による出展のとりやめ等について

①出展とりやめの申し出が出展申込期間中の場合、料金は発生しません。出展申込期間を過ぎてからのとりやめについては、当初の通り出展料金をお支払いいただきます。

②主催者への連絡なく、出展がなかった場合や、出展したにも関わらず出展料金のお支払いが閉会後もされない場合、主催者は出展者に対し今後の出展を禁止することができるものとします。

［９］会場への入場について

①出展者

出展者については、主催者の定める期間において開催日より前に会場へ入場し、出展の準備を行うことが出来ます。それ以外の期間については会場に入ることはできません。また、開催日の当日に展示品を運搬するための車両の進入については予め主催者の許可を得るものとし、準備が完了次第速やかに車両を指定された駐車場まで移動するものとします。

②一般入場

本イベントは、無料でどなたでもご入場いただけます。ただし、来場者が多く会場内がキャパシティを超えそうだと判断した場合は、入場制限をかけ、安全を最優先で段階的入場を行います。

③プレス

プレスの受付につきましては、主催者側で対応いたします。原則として事前申請とし、当日主催者よりプレス証を受け取ることとします。事前申請なく当日に希望する場合、本部にて身分証の提示をしたのち、プレス証を受け取ることとします。

※出展者で、個別でプレス来場の可能性がある場合は、事前に主催者にご連絡をお願いいたします。

［10］規定等の変更・追加

主催者は、やむを得ない事態が発生した場合、本規定を変更することがあります。規定の変更・追加が生じた場合は速やかに出展者に通知いたします。

［11］出展物の管理と免責

主催者は、出展者の依頼により一時的に保管する出展物の管理・保安について、警備員を配置するなど事故防止に最善の注意をはらいますが、正当な不可抗力原因による事故(天災、火災、盗難、紛失等)または、会場の土地建物に起因する事故により発生した損失または損害について一切の責任を負いません。

［12］事故防止及び責任

①出展者は、出展物や装飾物の搬入出、展示、実演などにあたっては事故の防止に努めてください。

②主催者は、出展者の前記に関する行為について必要と認めた際には、事故発生防止のための処置を命じ、その作業の制限、もしくは中止を求めることがあります。

③主催者は理由の如何を問わず、出展者及びその雇用者または関係者がテントを使用することによって発生した人（来場者を含みます）、物品の障害・損害・トラブル等に対して一切の責任を負いません。また、天災その他の不可抗力により発生した事故（盗難・紛失・火災・損傷等）について、主催者は賠償の責を負いません。

［13］事故・盗難予防

事故・盗難を未然に防ぐため、下記の予防措置を取ることをおすすめします。なお、会場内での盗難に関して、主催者は一切の責任を負いません。

【開場時間内】

各自で厳重に保管ください。

【閉場後】

主催者が夜間警備担当者を配置し、見回り等を行いますが各出展者で充分な注意を行って下さい。

盗難の恐れがあるものは持ち帰るか、各自で厳重に保管ください。

展示台には白布等をかけ、商品が見えないようにしてください。

［14］音量規制

テント内のオーディオ、スピーカーまたは映像機器の音量は、緊急時の一斉放送の障害となるほか、他の出展者の迷惑となりますので、音量を極力抑えていただきますようお願いします。マイクを使用しての商品説明やデモンストレーションは原則として認めておりません。来場者や周辺出展者からの注意があった場合は、主催者から音量に対する規制処置をお願いする場合があります。

［15］実演・宣伝活動

①実演を実施する場合は、必ず出展テント内にお客様が溜まれるスペースを確保し、十分な運営計画のもとに運営誘導を行ってください。

②出展者は、出展テントの外で実演、宣伝活動(チラシ配布、看板設置、貼り紙、誘導員を立たせるなど)を行う場合、来場者の通行の妨げとならないよう、また他の出展者の迷惑とならないよう配慮ください。

③その他、近隣の住人、店舗、事業所等とトラブルにならないよう配慮してください。

［16］火気の使用

①各出展テント内で発電機が必要な場合は、出展申込時にオプションでお申込みください。その際に、消火器は主催者より貸与いたします。

②発電機以外の火気を利用される場合は、出展申込時に明確にしたうえで、消火器については出展者自身でご用意ください。消火器の用意が難しい場合は主催者にご相談ください。

③事前の通知なく火気を使用していることや、消火器が用意されていないこと等が判明した場合、安全面から主催者は出展者に対し火気の使用を取りやめさせることができるものとします。

［17］写真撮影等

①出展物の撮影等

当該出展者の許可なく、出展物の測定、型取り等をすることはできませんが、SNS 等での広報効果を見込み、会場内での写真撮影については禁止しておりません。（但し、プライバシーの保護などを考慮した常識の範囲での撮影とし、その範囲を逸脱する撮影が見られた場合は制限することがあります。）

そのため、出展物の撮影を禁止する場合は、当該出展者により禁止の旨がわかるように表示をお願いします。

②自ブースの撮影

撮影に際しては、一般来場者の妨げとならないようにしてください。また、出展者入場可能時間外に撮影する場合は事前に主催者へご相談ください。

③報道関係者の撮影

主催者が許可した報道関係者及び主催者の公式記録撮影班は「プレス証」を着用しております。プレス証を着用したカメラマンの撮影にご協力をお願いします。なお撮影した写真は、各種報道メディアや Web 等へ掲載する可能性があります。

［18］出展スペース転売転貸の禁止

出展者が主催者の許可なく、第三者にテントブースの転売転貸を行うことを禁止します。なお、共同出展の場合は必ず事前に主催者までお知らせください。主催者の許可なく、テントブースの全部、または一部を他者への譲渡、貸与（譲渡料・貸与料の有無を問わず）は不可とさせていただきます。

［19］呼び出し放送の中止

主催者の演出による場内放送を除き、外部からの呼び出しなどの場内放送は、イベント運営の妨げとなるため、開催期間中は原則として行いません。ただし、イベントの運営上の案内・演出として必要な場合はご協力をお願いする場合がございます。

［20］清掃

①設営及び撤去時に生じる段ボール、プラスチック等の梱包材等の処分方法については、後日送付する「搬入・準備等のご案内」でお知らせします。

②テント内は、清掃道具をご用意のうえ、出展者自身で清掃してください。

③定められた期間を超えて、出展物、装飾資材等を会場内に残した場合は、主催者がこれを処分することがあります。この場合、その処分に要した費用は出展者の負担となります。

④産廃物等の処理については、出展者自身で手配ください。主催者により処分することはできません。出展者が産廃物を会場内に放置したまま撤収した場合、その責任を追及する場合があります。

＜基本装飾規定＞

展示装飾については全体的に規格を統一して美観を保つとともに、出展物が効果的に展示されるよう全出展者に共通の制限を行います。したがって、施工作業ならびに実演等の実施にあたっては本規定を遵守してください。万が一、この規定の趣旨に合わないものと主催者が認めた場合には展示内容の変更、中止を求めます。また、出展物等の展示装飾の作業は必ず各者テント内で行ってください。

［１］展示・設置に関して

出展物・装飾物・展示台・イス・机・カタログスタンド等の設置につきましては、来場者の安全性、動線に十分ご配慮ください。また、他の出展者のテントに隣接する展示造作物がある場合、迷惑がかからないようご配慮ください。会場、また周辺出展者からの注意があった場合は、主催者から規制処置をお願いする場合があります。

［２］映像・照明の投影

出展テントから外へ向けての映像、照明等の投影は一切禁止致します。スポットライト等の照明器具を設置する場合は、近隣のブースや周辺にいる人の目に、直接光が入らないように配慮してください。

＜運営規定＞

［１］運営全般に関して

①トークショー、ステージイベントなどの実演及び限定品の販売、サイン会等、多数の集客が予想される内容については、運営側のプログラムとして実施できる場合のみ可能とします。集客の予想される実演実施時は、安全を十分考慮した運営計画をたててください。

②テントブースにて販売、サンプリング、デモンストレーション、試遊等を実施する場合、他の出展者への迷惑、来場者動線の妨害となる行為については主催者の判断により中止していただく場合があります。
③着ぐるみを着用しての回遊は主催者が認めるもの以外は禁止とします。着ぐるみ等のコスチュームを身に着けてブース⇔控室間を移動する際は、誘導スタッフをつけ、安全に配慮したうえで移動してください。帽子などの被り物や衣服等についてはこの限りではありませんが、他の出展者への迷惑、来場者動線の妨害となる場合には、主催者の判断により着用をお断りする場合があります。

［２］安全管理に関する以下の事項について、主催者は一切の責任を負いかねます。
①来場者、出展スタッフに限らず、運営によって生じる人体または財物への損傷、火災などの防止に万全を期してください。また、テントブース内及び出展に関連するお客様(自社テント外に溢れたお客様など)に対する責任はその出展者が負うものとします。
②自社テント内における展示物、装飾物、備品等の管理は各出展者が行うものとし、出展物の盗難や破損等が発生した場合は、その一切の責任を出展者が負うものとします。
③出展者は、その雇用者や関係者の不注意にて会場施設、設備への破損等が生じた場合、その一切の損害に対して直ちに賠償を負うものとします。

［３］混雑時の安全確保について
①出展テント内への来場を目的とした場合の整理誘導は各出展者にて行ってください。
②混雑時の安全確保について対策を講じてください。混雑時等、来場者が周辺通路へ溢れ出た場合は、出展者の責任において誘導整列させる等、来場者の通路動線を確保してください。ただし、混雑が解消されない場合や主催者で危険と判断した場合は、その時点で中止していただく場合があります。

<u>＜著作権について＞</u>
［１］音楽・ビデオソフト等著作権物を使用する際の申請について
市販のCD、オーディオ・ビデオソフトなどを使用する場合は、著作権法により著作権の使用料を支払わなければならない場合があるため、それぞれの著作権所有者により出展者が許諾を得るようにしてください。生演奏による利用(コンサート、カラオケ機器のデモ歌唱など)、録音物の再生による利用、上映による利用(ビデオグラム、DVD、CD-R、LDなどの上映)により音楽を利用する場合は、作詞者、作曲者から著作物を預かっているJASRACへ使用手続きを行う必要があります。主催者では手続きを行いませんので、各出展者にて行ってください。

［著作権に関するお問い合わせ］
一般社団法人日本音楽著作権協会(JASRAC)　東京支部　〒105-0004
東京都港区新橋 1-1-1　日比谷ビルディング 5F　 TEL 03-5157-1161　FAX03-3503-5551

＜テントブース責任者・ブース内勤務者＞

［１］テントブース内責任者
出展ブースの運営にあたり、責任者を選任のうえ、「出展申込書」に明記し期日までに主催者へ提出してください。責任者は設営・撤去等開催期間中において主催者である実行委員会及び他の出展者との窓口となり、原則として自ブースに常駐し、離れる場合でも即時連絡がとれる責任者とします。

［２］テントブース内勤務者
各出展ブースのスタッフは、来場者に混乱を与えないために、できる限りスタッフであることが明確となる識別を着用してください。

＜反社会的勢力の排除＞

［１］出展者は、暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力またはその構成員(以下「反社会的勢力」といいます)のいずれにも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、および一切の関わり合いがないことを確約するものとします。

［２］反社会的勢力とは、以下に掲げるものを指します。
①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団をいう。）
②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）
③暴力団準構成員（暴力団又は暴力団員の一定の統制の下にあって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をいう。以下この条において同じ。）を行うおそれがある者又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力する者のうち暴力団員以外のものをいう。）
④暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が実質的に経営する企業であって暴力団に資金提供を行うなど暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し、若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
⑤総会屋等（総会屋、会社ゴロ等企業等を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

⑥社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
⑦特殊知能暴力集団等（第１号から第６号までに掲げる者以外のものであって、暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的なつながりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
⑧その他①～⑦に準ずる者

［３］反社会的行為とは、以下に掲げるものを指します。
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた不当な要求行為
③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて、第三者の信用を毀損しまたは第三者の業務を妨害する行為
⑤その他①～④に準ずる行為

［４］主催者が反社会的勢力の関係者と思われる者から不当に金銭その他の経済的利益を要求されたとき、および暴行を受けたときは、直ちに警察に届け出ます。

［５］主催者は、警察による反社会的勢力に関する捜査に全面的に協力します。また、報道機関から取材の申入れがあったときは、警察の捜査に支障を与えず、かつ、主催者および関係者の信用と名誉を損なわない範囲において、これに応じます。

［６］主催者は、出展者が［１］～［５］の事項に反し、または反していると合理的に疑われる場合、催告その他何らの手続きを要することなく、直ちに出展を停止させることができます。それにより出展者に損害が生じた場合でも、主催者は一切の責任を負いません。

［７］主催者は、反社会的勢力に関する問題が発生した場合は、必要に応じて後援団体、協賛団体等の関係団体に対し、その経緯と方針を説明し、理解と協力を求めます。